旭医大達第114号
令和8年11月11日

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長　西 川 祐 司

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下表部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
（略）	（略）
（予防医学センター及び予防医学センター長等） 第28条　本院に予防医学センターを置き，予防医療に関する業務を処理する。（新設） 2　予防医学センターに予防医学センター長及び予防医学センター副センター長を置き，病院長が指名する教員をもって充てる。（新設） 3　予防医学センター長は，病院長の命を受け，予防医学センターの業務を掌理する。（新設） 4　予防医学センター副センター長は，予防医学センター長を補佐し，予防医学センター長が不在のときは，その職務を代行する。（新設） 5　予防医学センターの組織等に関し必要な事項は，別に定める。（新設）	
第29条～第31条（略）	第28条～第30条（略）
附　則 この規程は，令和8年12月1日から施行する。	
別表1（第8条2項関係）（略）	別表1（第8条2項関係）（略）
【改正理由】	

中央診療施設以外の組織として予防医学センターを新設することに伴い，所要の改正を行うものである。	